

令和 8 年 3 月 2 6 日
田舎館村告示第 2 0 号

田舎館村移住定住促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、本村における移住及び定住の促進を図るため、村内に移住及び定住する者の住宅の取得に要する経費に対し、予算の範囲内において、田舎館村移住定住促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、田舎館村補助金交付規則（昭和 5 1 年田舎館村規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 弘前圏域市町村 弘前圏域定住自立圏構想に基づき連携する 8 市町村（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村及び西目屋村）をいう。
- (2) 移住者 弘前圏域市町村外に 3 年以上住所を有した後に村内に転入している者で、転入日から 3 年未満である者をいう。
- (3) 住宅取得者 村内において自身が居住することを目的として住宅を取得し入居した者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次のいずれにも該当する住宅取得者とする。

- (1) 住宅取得者又はその配偶者のいずれかが移住者に該当していること。
- (2) 3 年以上継続して定住する意思があること。
- (3) 住宅取得者及びその配偶者に直近の市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 住宅取得者の世帯が地区会に加入していること。
- (5) この要綱による支援を受けたことがないこと。

2 補助金の対象となる住宅は、次のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 住宅取得者が移住者の転入日より 3 年を経過した日より前に取得した村内の住宅であり、かつ取得後 1 年以内に転入及び当該住宅への入居が完了していること。
- (2) 住宅（土地を購入した場合は当該住宅の敷地に係る土地）の所有権は、住宅取得者又は住宅取得者を含む共有名義であること。
- (3) 住宅の床面積は独立した出入口、居室、台所、トイレを有する居住用部分が全体面積の 2 分の 1 以上で 5 0 m²以上であること。
- (4) 住宅の建築又は購入に係る費用は、土地の取得費を含めて居住用面積に係る分について 5 0 0 万円以上であること。

- (5) 住宅の建築若しくは購入又は土地の購入の契約相手は、住宅取得者又はその配偶者の1親等以内の親族でないこと。
- (6) 公共事業の施行に伴う補償費の対象でないこと。
- (7) 住宅の建築にあつては、令和8年4月1日以降に土地の購入に係る契約又は住宅の建築に係る契約を締結していること。
- (8) 住宅の購入にあつては、令和8年4月1日以降に住宅の購入に係る契約を締結していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅1棟につき50万円とする。

(交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を受ける場合は、移住者の転入日より3年を経過した日より前までに、田舎館村移住定住促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る契約書の写し(取得費の額が分かるもの)
- (2) 住宅の建築又は購入及び土地の購入に係る支払いを証明する書類の写し
- (3) 住宅の居住用面積及び間取り等が確認できる書類
- (4) 住宅(土地を購入した場合はこれを含む)に係る登記事項証明書の写し
- (5) 移住者の住民票謄本の写し
- (6) 移住者の戸籍の附票(転入日より過去3年間の住所が分かるもの)の写し
- (7) 支援対象者及びその配偶者の直近における市区町村税の滞納がないことを示す証明書(納税証明書等)の写し
- (8) 支援対象者世帯の地区会加入証明書(様式第2号)
- (9) その他村長が必要と認めるもの

2 村長は、規定による申請書の提出があつたときは、申請書類の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、田舎館村移住定住促進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 村長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、田舎館村移住定住促進事業費補助金交付申請交付却下(取消)通知書(様式第4号)により、その旨及び理由を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による交付決定を受けた申請者は、田舎館村移住定住促進

事業費補助金請求書(様式第5号)を村長に提出するものとする。

(交付決定の取り消し)

第8条 村長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 交付申請の日より3年以内に、次ア、イのいずれかを行ったとき。

ア 移住者の転出

イ 申請者世帯の地区会からの脱退

(3) その他村長が不相当と認めたとき。

2 村長は、前項第2号の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定の取り消しを免除することができる。

3 村長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、第6条第3項の規定を準用する。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該交付取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、田舎館村移住定住促進事業費補助金返還請求書(様式第6号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。